

鳥取県告示第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
- 2 変更する事項
指定確認検査機関の名称
変更前 財団法人鳥取県建築住宅検査センター
変更後 一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
- 3 変更年月日
平成24年4月1日